

月報

100号

発行所

青丘文庫

編集・発行★青丘文庫

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンK青丘ビル2F

TEL (078) 734-5989

FAX (078) 735-8868

朝鮮民族運動史研究会 第二三九会例会

一九九四年十月二十六日

谷光 美紀

「ロシア革命期の在ロシア朝鮮人の
土地問題とバルチザン活動」

一九一七年に十月革命が首都で起こり、それはやがて極東へも「東漸」してくるのだがヨーロッパ・ロシアと異なりゼムストヴォ等の自治体が強かった極東ではソビエト権力は弱く安定しなかった。このためか、一九一八年八月二十五日からハバロフスクで開かれた第五回極東ソビエト大会では戦線構築型の闘争を中止し、赤衛隊を解散し新しい有利な条件を持ってバルチザン戦を開始すると決定された。私はそれへの在ロシア朝鮮人の参加に注目したい。卒業論文では、移民という立場やロシア革命、シベリア干渉戦争などの状況に規定されながらも農業の担い手としての基盤を築き、それゆえに土地、権利獲得に対し敏感に積極的に取り組んだ彼らの姿をバルチザン戦への参加の中で明らかにすることを目的とする。

朝鮮人がこの地に居住し始めるのは、団体としては一八六三年の十三家族の移住からである。彼らのほとんどが極東における産業の中心の農業に従事し、朝鮮人材を形成して家族同伴で定住していった。また朝鮮人がロシア人より土地柄に合った耕作法を取り入れ、当地の開発に当たってロシア人を先導していたことは一九〇九〜一〇年に行われたアムール調査隊の報告からもうかがえる。しかし外国人身分法第八三〇条但書第二の②「外国人ハ黒龍江及び沿海州ニ於テ土地ヲ所有スルコトヲ得ス」などの法に規定され、ロシア国籍を持たない朝鮮人は土地を又借りするか小作人となるしか道がなかった。よく働く朝鮮人を高い小作料で雇い、自らの暮らしをそれで賄うロシア人地主もいた。朝鮮人の小作料はロシア人の約二倍であった。

このような状況を打開しようとする動きが起こるのは当然のことである。一九一八年五月ハバロフスクでの第二次全露韓族代表者会議で土地用益権が性、信仰、民族国籍により制限されないことをうたった土地社会法法について議論され、その採用が決議されている。

このような朝鮮人（特にロシア国籍を持たない朝鮮人）の土地獲得、搾取撤廃への意欲は革命という状況の中で発揮されるべき時を待っていたと思われる。それが朝鮮人バルチザン部隊形成ではないだろうか。地主と結びついた自衛軍を追い払うことは地主の勢力をこれ以上強めない。あるいは弱めることにさえなることになるからである。

一九一九年から始まるバルチザン部隊への参加は積極的である。また一九一九年六月十日のオリガ郡勤労者大会では、ロシア人と同等の土地取得が決議された。これは、この大会前に開かれていたオリガ郡朝鮮人住民の代表者大会で議論された要求が受け入れられたものだと思われる。さらに、当時朝鮮人の手で導入された米作の急激な発達（特に耕地面積の拡大）は土地拡大への期待を促す革命的雰囲気醸し出したと推測できよう。

一九二一年以降朝鮮人バルチザン部隊は極東共和国人民革命軍の司令下に入り、また農業も集団化へ進むなど、在ロシア朝鮮人を取りまく状況は大きく変わる。しかし彼らのバルチザン活動は、革命が進む中で自らの生活を守り向上させる一形態であったと思う。

在日朝鮮人運動史研究会(一九九四年一月二六日) 第二七〇回例会
戦後在日朝鮮人・台湾人の参政権「停止」について

水野直樹

一九四五年十二月に改正された衆議院議員選挙法で、日本在住の朝鮮人・台湾人の選挙権・被選挙権が停止されたことはよく知られる。いわゆる「戸籍条項」によるものであった。しかし実は、その二カ月前の一〇月二三日に日本政府が閣議決定した「選挙制度改正要綱」においては、朝鮮人・台湾人も選挙権・被選挙権を有するとされていたのである。これが、どのような経緯を経て停止ということになったのか、を検討する。政府、特に選挙法改正作業にあたった内務省は、四五年一〇月の段階では朝鮮人・台湾人の選挙権・被選挙権(以下「参政権」)保持を内容とする案をたてていたが、これは「思いつき」によるものではなかった。連合国との講和条約まで朝鮮人・台湾人は日本国籍を保持するという政府の見解に立つなら、参政権を否定する論理は成り立たなかったからである。もう一つ考えられる理由は、半年前の四五年四月に選挙法を朝鮮・台湾に適用して、朝鮮・台湾在住の「帝国臣民」に制限付きの参政権を付与したばかりだったので、それをくつがえすことを躊躇する気持ちがあったことである。

しかし、選挙法改正について内務省より保守的な態度だった議会の側から、政府案に対する強い異論が出された。議員の中でも強硬に反対したのは、戦前から植民地の参政権問題に関わりのあった清瀬一郎である。清瀬は、日本の降伏によって朝鮮人・台湾人は日本国籍を離脱したとの立場から参政権保持に反対するとともに、日本在住朝鮮人が参政権を持つことになれば多くの朝鮮人議員が生まれ、彼らによって「天皇制廃絶」が叫ばれることになり、「寒心に堪へざる」事態を生ずる、として治安政策的観点から強い反対論を展開した。

一月七日に内務省が作成した法案も参政権保持となっていたと見られるが、一三日の法案の閣議決定までの間に、「戸籍条項」(「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選挙権及被選挙権ハ当分ノ内ニ停止ス」)が追加された。議会側の強硬姿勢に応じて内務省が原案を変更することになったのであるが、内務省側は国籍問題についての清瀬の法理論は退けつつ、治安政策的観点を取り入れて「戸籍条項」を設けたように思われる。当時起こっていた朝鮮人・中国人労働者の炭鉱争議に対する政府・内務省の反応にそれがうかがえる。

議会では「戸籍条項」をほとんど問題にすることなく、選挙法改正案を可決・成立させた。新聞でもこれを取り上げた記事はごく僅かであった。在日本朝鮮人連盟、日本共産党が抗議の声をあげたが、本腰を入れ取り組んだ形跡はない。

衆議院議員選挙法改正によって日本在住朝鮮人・台湾人の参政権が否定されたことは、その政治的地位に決定的な意味を持つことになった。その後改正・制定された各種の選挙法にも「戸籍条項」が設けられた。参議院議員選挙法、地方自治体選挙に関する諸法律(のち地方自治法)、そして五〇年四月の公職選挙法である。また、四五年四月の改正で植民地から議員を出すことになっていた貴族院と衆議院の選挙法も再度改正されて、植民地出身議員の選出を廃止することとなった。これにより、四六年六月まで貴族院に九人いた植民地出身議員(朝鮮六人、台湾三人)は、同年七月四日をもって議員資格を失った。

日本政府は参政権否定という既成事実の上に立って、在日朝鮮人・台湾人が日本社会とのつながりを弱めたとし、さらには「実質上わが国籍をはなれたもの」すなわち「外国人」として扱うことによって、各種の権利からの排除を行った。その延長線上に講和条約発効に伴う国籍離脱によって諸権利から排除するという日本政府の政策が展開されたのである。

日韓キリスト教史研究会

第四八会例会

一九九四年十月二二日

趙 載國

朝鮮末期の民衆宗教と民族運動

朝鮮末期の宗教・文化的状況は、社会の他分野と同様に混乱が極めて甚だしかった。民衆たちは生の力オスの中で人間としての生きる方向を示し不安を除いてくれる表象体系または信念体系を持ていなかったのである。また急激な社会変動と、外国の影響による文化的葛藤現象は社会・文化的なアノミ状態を露呈し、新しい宗教の発生要件を十分造成したとも言える。このような状況の中で民族と国家を救い、新しい世界を開くという目的で檀君神話を土台に創設された代表的な民衆宗教が大倣教と天道教、そして飯山教である。これらの民衆宗教は朝鮮民族の精神世界を導いてきた固有伝統思想と生活の基盤となってきた伝統儀式をよく総合しており、また新しい時代を備える世界観と価値観を含んでいるものと考えられる。

まず大倣教は、弘巖羅詰(一八六三—一九一六)によって重光(再建)された民族宗教である。朝鮮民族の始祖と言われる檀君を信仰対象にしているがために、はじめから日本の天皇制統治理念とは相容れない宗教思想であった。主に満州を中心として展開された大倣教の民族独立運動は、北路軍政署の徐一、金佐鎮、李範奭、金圭植などによって独立戦争が遂行され、また金猷、李相龍、申采浩などにより民族主義史観に立った歴史研究が行われた。とくに大倣教の歴史観は、近代民族史観の基となっている。

つぎに天道教は、東学農民戦争を通して朝鮮末期の両班封建体制の崩壊をもたらした民衆革命の先駆的役割を成した朝鮮民衆宗教である。創始者崔濟愚(一八二四—一八六四)は、西学(カトリック)に対抗する東学を主張しながら、「侍天主」思想を説き身分の貴賤を問わず全ての人に宿られる神概念を見いだした。彼の思想は全奉準、崔時亨などを通して階級打破思想と革命精神を生み出し、孫秉熙などによって推進された三・一独立運動の基盤となった。

終わりに飯山教は、最も民衆的な性格の強い民衆宗教として、姜飯山(一八七一—一九〇九)によって創立された。飯山教系教団は、姜飯山の死後その直系弟子たちの分裂によって創立されたが、それぞれ飯山を絶対神として信じており、飯山の化身によって民族独立が成就されると教えた。それ故、飯山教系の民族運動は、教団的なかつ組織的に行われたものでなく、あくまでも個人的かつ散発的に行われたものであった。

朝鮮末期における民衆宗教は、時代的な状況及び伝統的な信仰とがよく反映されており、ときとして朝鮮民衆に生きる希望を与えたものであると言えよう。朝鮮の民衆宗教から見られる最大の事柄は、朝鮮民衆にとって民族問題と生存権とは別のものではなく、同じコインの両面であるということである。

◇ 研究公報案内 ◇

合同研究会 一九九四年十二月二八日(日)

△第一部▽

在日朝鮮人運動史研究会 第二七三回例会

時間 午後二時半～三時

報告者 松田利彦氏

テーマ 「戦後日本における各級選挙への朝鮮人の立候補」

△第二部▽

朝鮮民族運動史研究会 第二四二回例会

時間 午後二時半～五時半

報告者 姜 在彦氏

テーマ 「戦後満州の朝鮮義勇隊」

日韓キリスト教史研究会 第五〇回例会

一九九四年十二月二〇日(土) 午後二時

報告者 杉本加代子氏

テーマ 「日韓のキリスト教受容比較」

※合同研究会は青丘文庫にて

※日韓キリスト教史研究会は曹根教会にて

◇ 研究公報案内 ◇

合同研究会 一九九四年二月三日(日)

△第一部▽

朝鮮民族運動史研究会 第二四二回例会

時間 午後二時半～三時

報告者 李 卓氏

テーマ 「最近の李東輝伝記資料について」

△第二部▽

在日朝鮮人運動史研究会 第二七三回例会

時間 午後二時半～五時半

報告者 金 英達氏

テーマ 「解放後半世紀の在日朝鮮人社会の人口動態」

日韓キリスト教史研究会 第五一回例会

一九九四年二月二八日(土) 午後二時

報告者 姜 信龍氏

テーマ 「日本組合教会の朝鮮伝道」

*場所はいづれも青丘文庫にて

『月報』もいつのまにか100号になりました。
青丘文庫も設立して四半世紀になりました。
民族と在日の両研究会終了後、恒例の忘年会を
左記の通り持ち、飲み放題、食べ放題で大いに
語り合いたいと思いますので是非御参加下さい。
日時 一九九四年十二月十八日(日) 午後六時半
場所 オリエンタルホテル二階 エリートセブン
(TEL 078-333-1811)
会費 3000円